

公布された規則のあらまし

○佐賀県知事が任命する職員の給与からの控除に関する規則（規則第 54 号）

- 1 佐賀県職員給与条例第 2 条の 3 の規定に基づき、知事が任命する職員の給与からの控除に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 職員の相互共済を目的とする団体について定めることとした。（第 2 条関係）
- 3 職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものについて定めることとした。（第 3 条関係）
- 4 この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行することとした。